平成30年度介護報酬改定に関する審議報告の概要

資料 1

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、国民1人1人が状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、

「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現」、「多様な人材の確保と生産性の向上」、「介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保」を図る。

I 地域包括ケアシステムの推進

■ 中重度の要介護者も含め、どこに住んでいても適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けることができる体制を整備

【主な事項】

- 中重度の在宅要介護者や、居住系サービス利用者、特別養護老人 ホーム入所者の医療ニーズへの対応
- 医療・介護の役割分担と連携の一層の推進
- 医療と介護の複合的ニーズに対応する介護医療院の創設
- ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保
- 認知症の人への対応の強化
- 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

Ⅲ 多様な人材の確保と生産性の向上

■ 人材の有効活用・機能分化、ロボット技術等を用いた負担軽減、各種 基準の緩和等を通じた効率化を推進

【主な事項】

- 〇 生活援助の担い手の拡大
- 介護ロボットの活用の促進
- 定期巡回型サービスのオペレーターの専任要件の緩和
- ICTを活用したリハビリテーション会議への参加
- 地域密着型サービスの運営推進会議等の開催方法・開催頻度の 見直し

Ⅱ 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現

■ 介護保険の理念や目的を踏まえ、安心・安全で、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスを実現

」【主な事項】

- リハビリテーションに関する医師の関与の強化
- 〇 リハビリテーションにおけるアウトカム評価の拡充
- 外部のリハビリ専門職等との連携の推進を含む訪問介護等の自立 支援・重度化防止の推進
- 通所介護における心身機能の維持に係るアウトカム評価の導入
- 褥瘡の発生予防のための管理や排泄に介護を要する利用者への 支援に対する評価の新設
- 身体的拘束等の適正化の推進

IV 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保

■ 介護サービスの適正化・重点化を図ることにより、制度の安定性・持続可能性を確保

【主な事項】

- 福祉用具貸与の価格の上限設定等
- 集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度 基準額の計算方法の見直し等
- 〇 サービス提供内容を踏まえた訪問看護の報酬体系の見直し
- 通所介護の基本報酬のサービス提供時間区分の見直し等
- 長時間の通所リハビリの基本報酬の見直し

I 地域包括ケアシステムの推進

中重度の要介護者も含め、どこに住んでいても適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けることができる体制を整備

① 中重度の在宅要介護者や、居住系サービス利用者、特別養護老人ホーム入所者の医療ニーズへの対応

- ターミナルケアの実施数が多い訪問看護事業所、看護職員を手厚く配置しているグループホーム、たんの吸引などを行う特定施設に対する評価を設ける。
- ・ ターミナル期に頻回に利用者の状態変化の把握等を行い、主治の医師等や居宅サービス事業者へ情報提供するケアマネ事業所に対する評価を設ける。
- 特養の配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し入所者の診療を行ったことに対する評価を設ける。
- 特養内での看取りを進めるため、一定の医療提供体制を整えた特養内で、実際に利用者を看取った場合の評価を充実させる。

② 医療・介護の役割分担と連携の一層の推進

- 医療機関との連携により積極的に取り組むケアマネ事業所について、入退院時連携に関する評価を充実するとともに、新たな加算を創設する。
- 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔や服薬の状態等について、ケアマネから主治の医師等に必要な情報伝達を行うことを義務づける。
- ・リハに関し、医療から介護への円滑移行を図るため、面積・人員等の要件を緩和するほか、リハ計画書の様式を互換性を持ったものにする。

③ 医療と介護の複合的ニーズに対応する介護医療院の創設

- 現行の「療養機能強化型」と「転換老健」に相当する2つの類型を設ける。
- 床面積要件や、併設の場合の人員基準の緩和、転換した場合の加算など、各種の転換支援・促進策を設ける。

④ ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保

- ケアマネ事業所の管理者要件を見直し、主任ケアマネジャーであることを管理者の要件とする。(一定の経過措置期間を設ける)
- 利用者は複数の事業所の紹介を求めることができる旨説明することを、ケアマネ事業所の義務とし、これに違反した場合は報酬を減額する。

⑤ 認知症の人への対応の強化

- 看護職員を手厚く配置しているグループホームに対する評価を設ける。
- ・ どのサービスでも認知症の方に適切なサービスが提供されるように、認知症高齢者への専門的なケアを評価する加算や、若年性認知症の方の受け入れを評価する加算について、現在加算が設けられていないサービス(ショートスティ、小多機、看多機、特定施設等)にも創設する。

⑥ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

- ・障害福祉の指定を受けた事業所について、介護保険の訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。
- 療養通所介護事業所の定員数を引き上げる。

Ⅱ 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現

介護保険の理念や目的を踏まえ、安心・安全で、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスを実現

① リハビリテーションに関する医師の関与の強化

- リハビリテーションに関する医師の詳細な指示について、リハビリのマネジメントに関する加算の要件とした上で、別途評価する。
- ・要支援者のリハビリについて、要介護者のリハビリに設けられている、リハビリのマネジメントに関する加算を設ける。

② リハビリテーションにおけるアウトカム評価の拡充

- 現在、介護予防通所リハに設けられているアウトカム評価(事業所評価加算:要支援状態の維持・改善率を評価)を介護予防訪問リハにも設ける。
- ・ 現在、通所リハに設けられている生活行為の向上のためのリハビリテーションに関する加算(6月で目標を達成できない場合は減算)を、介護予防 通所リハにも設ける。

③ 外部のリハビリ専門職等との連携の推進を含む訪問介護等の自立支援・重度化防止の推進

- 訪問介護、通所介護、特別養護老人ホーム等において、通所リハ事業所等のリハビリ専門職等と連携して作成した計画に基づく介護を評価する。
- ・ 訪問介護の身体介護として行われる「自立生活支援のための見守り的援助」を明確化するとともに、身体介護に重点を置くなど、身体介護・生活援助の報酬にメリハリをつける。
- ・ 統計的に見て通常のケアプランとかけ離れた回数(※)の訪問介護(生活援助中心型)を位置付ける場合には、ケアマネジャーは市町村にケアプランを届け出ることとする。市町村は地域ケア会議の開催等により、届け出られたケアプランの検証を行い、必要に応じ、ケアマネジャーに対し、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、サービス内容の是正を促す。
 - ※「全国平均利用回数+2標準偏差」を基準として平成30年4月に国が定め、10月から施行。

④ 通所介護への心身機能の維持に係るアウトカム評価の導入

・ 通所介護事業所において、自立支援・重度化防止の観点から、一定期間内に当該事業所を利用した者のうち、ADL(日常生活動作)の維持又は 改善の度合いが一定の水準を超えた場合を新たに評価する。

⑤ 褥瘡の発生予防のための管理や排泄に介護を要する利用者への支援に対する評価の新設

- ・ 特別養護老人ホーム等の入所者の褥瘡(床ずれ)発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理することに対し新たな評価を設ける。
- ・ 排泄障害等のため、排泄に介護を要する特別養護老人ホーム等の入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合の新たな評価を設ける。

⑥ 身体的拘束等の適正化の推進

・ 身体的拘束等の適正化を図るため、居住系サービス及び施設系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための指針の整備や、身体的拘束 等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催などを義務づけるとともに、義務違反の施設の基本報酬を減額する。

Ⅲ 多様な人材の確保と生産性の向上

人材の有効活用・機能分化、ロボット技術等を用いた負担軽減、各種基準の緩和等を通じた効率化を推進

① 生活援助の担い手の拡大

・ 訪問介護について、介護福祉士等は身体介護を中心に担う(機能分化)とともに、生活援助については、人材確保の裾野を拡大するとともに、新研修を創設して質を担保する。

② 介護ロボットの活用の促進

・ 特別養護老人ホーム等の夜勤について、業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合に関する評価を設ける。

③ 定期巡回型サービスのオペレーターの専任要件等の緩和

- ・ 定期巡回型サービスのオペレーターについて、夜間・早朝に認められている以下の事項を、日中についても認めることとする。
- ア 利用者へのサービス提供に支障がない場合には、オペレーターと「随時訪問サービスを行う訪問介護員」及び指定訪問介護事業所、指定夜間 対応型訪問介護事業所以外の「同一敷地内の事業所の職員」の兼務を認める。
- イ 夜間・早朝と同様の事業所間の連携が図られているときは、オペレーターの集約を認める。

④ ICTを活用したリハビリテーション会議への参加

- ・ リハビリテーション会議(※)への医師の参加について、テレビ電話等を活用してもよいこととする。
 - ※ 関係者間でリハビリテーションの内容等について話し合うとともに、医師が、利用者やその家族に対して、その内容を説明する会議

⑤ 地域密着型サービスの運営推進会議等の開催方法・開催頻度の見直し

- ・地域密着型サービスの運営推進会議等の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、以下の見直しを行う。
- ア 個人情報・プライバシーの保護等を条件に、現在認められていない複数の事業所での合同開催を認める。
- イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の介護・医療連携推進会議の開催頻度について、他の宿泊を伴わないサービスに合わせて、年4回から年 2回とする。

IV 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保

介護サービスの適正化・重点化を図ることにより、制度の安定性・持続可能性を確保

① 福祉用具貸与の価格の上限設定等

- ・ 福祉用具貸与について、商品毎の全国平均貸与価格の公表や、貸与価格の上限設定を行う(平成30年10月)。
- ・ 福祉用具専門相談員に対して、商品の特徴や貸与価格、当該商品の全国平均貸与価格を説明することや、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することを義務づける。

② 集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度基準額の計算方法の見直し等

- 集合住宅居住者に関する訪問介護等の減算の対象を、有料老人ホーム等以外の建物にも拡大する。
- 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物について、当該建物に居住する利用者の人数が一定以上の場合は、減算幅を見直す。
- 集合住宅居住者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いることとする。
- ・ 定期巡回サービス事業者は、正当な理由がある場合を除き、地域の利用者に対してもサービス提供を行わなければならないことを明確化する。

③ サービス提供内容を踏まえた訪問看護の報酬体系の見直し

- ・訪問看護ステーションからのリハビリ専門職の訪問について、看護職員との連携が確保できる仕組みを導入するとともに、基本サービス費を見直す。
- ・要支援者と要介護者に対する訪問看護については、サービスの提供内容が異なることから、基本サービス費に一定の差を設けることとする。

④ 通所介護の基本報酬のサービス提供時間区分の見直し等

- ・ 2時間ごとの設定としている基本報酬について、サービス提供時間の実態を踏まえて1時間ごとの設定に見直す。
- 基本報酬について、介護事業経営実態調査による収支差率等の実態を踏まえた上で、規模ごとにメリハリをつけて見直す。

⑤ 長時間の通所リハビリの基本報酬の見直し

3時間以上の通所リハの基本報酬について、同じ時間、同等規模の事業所で通所介護を提供した場合の基本報酬との均衡を考慮しつつ見直す。

(別紙)平成30年度から平成32年度までの間の地域区分の適用地域

自治体: 1741(H29.9.5現在)

PH PLA	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	80	6級地		J0 60		最地		その作
地域	20% 東京都	東京都	均玉県	12% 茨城県	10% 茨城県	玄城県	神奈川県	大阪府	北海道	TUE.	学知県	安息県	その他の地
S-IR	東京都 特別区	財田市(3)	きいたま市(4)	华久市(5)	水戸市(6)	伯台市	押除川県 三浦市	产和田市	北韓連 札幌市	至山市	受 相市	天理市	その部の場
	44.44.60	独江市	千葉県	埼玉県	日立市(6)	茨城県	春野市	泉大津市	茨城県	石川県	一言市	種原市	
		多摩市	干票市	朝護市(5)	難ケ崎市	土油市	塞山町	異塚市	総城市	会沢市	瀬戸市	接井市	
		神奈川県	1 36 10	子葉県	取手市	古河市	大磯町	泉佐野市	下賽市	内灘町(他)	半田市	御所市	
		横浜市	東京都	船槽市	つくば市	利根町	二萬町	富田林市	常報市	福井県	愛川市	香芝市	
		川崎市	八王子市	成田市(5)	守谷市	杨木県	漬川村	河内長野市	笠間市	福井市	蒲都市	裏城市	
		大阪府	武蔵野市	警志野市(5)	埼玉県	宇都宮市	救阜県	和泉市	ひたちなかき		火山市	李陀市	
		大阪市	三鷹市(5)	清安市	恵木市	下野市	較量市	柏原市	那珂市	甲疫市	常滑市	山添村	
		No. and other lates	實施市(5)	東京都	和光市	野木町	幹回集	羽曳野市	鎮西市	長野県	江南市	平群町	
			府中市	立川市	新座市	群馬県	静丽市	藤井寺市	坂東市	長野市	小牧市	三線町	
			調布市	阳島市	ふじみ野市(6)	高崎市	愛知県	泉南市	租敷市	松本市	新城市	斑鳩町	
			小会并市	夏村山市	干器県	埼玉県	開榜市	大阪狭山市	つくばみらい		東海市	安培町	
			小平市	東大和市	市川市(6)	川線市	春日井市	阪南市	大洗町	岐阜県	大府市	川西町	
			日野市	清瀬市(5)	松戸市(6)	川口市	津島市	島本町	阿見町	大垣市	知多市	三宅町	
			国分寺市	神奈川県	佐倉市	行田市	要南市	要 前周1	河内町	多治果市(他)		田原本町	
			国立市(4)	相模原市	市原市	所沢市	安城市	能勢町	八千代町	各務原市(他)		管前村	
			程城市	藤沢市	八千代市(6)	加須市	西尾市	忠國町	五器町	可见市(他)	岩倉市	明日書村	
			西東京市	逗子市(5)	四街道市	東松山市	和沢市	解取用T	塊町	幹商県	田原市	上牧町	
			神奈川県	厚木市	印西市(7)	春日部市	知立市	田尻町	初木県	浜松市	清須市	王寺町	
			鎌倉市	大阪府	東京都	狭山市	養 期(2)	#開新(7)	栃木市	沼津市	養山町	広陵町	
			愛知県	量中市	東久留米市	羽生市	日進市(7)	太子町(7)	魔沼市	三島市	大口町	河台町	
			名古慶市	池田市	あきる野市	鴻巣市	愛西市	河南町(7)	日光市	富士宫市	扶桑町	岡山県	
			大阪府	吹田市	日の出町	上馬市	北名古屋市	王早南临村(7)	小山市	島田市	飛鳥村	岡山市	
			中口市	高標市	神奈川県	草加市	弥富市	兵庫県	真陶市	富士市	阿久比町	広島県	
			大東市	寝屋川市	横須賀市	越谷市	みよし市	明石市	大田原市	整田市	東浦町	東広島市	
			門裏市	養菌市	平塚市	鹿市	あま市	猪名川町	さくら市	焼津市	泰田町	廿日市市	
			四條縣市	兵庫県	小田原市	产田市	县久手市(7)		壬生町	操川市	粉 楽町(他)	海田町	
			兵庫県	神戸市	茅ヶ崎市	入間市	東郷町(7)	奈良市	群馬県	藤枝市	東栄町(他)	板町	1
			西宫市	255,000	大和市	横川市	大治町	大和高田市	動機市	御穀塘市	養根村(他)	山口県	
			芦屋市		伊勢原市	久喜市	蟹江町	大和郡山市	伊勢崎市	袋井市	三重県	周南市	
			宝塚市		海老名市(6)	北本市	三重県	生駒市	太田市	被野市	名張市	復島県	
					座簡市	八潮市	津市	和歌山県	渋川市	商南町	いなべ市	復島市(他)	
					綾瀬市(6)	富士見市	四日市市	和歌山市	玉村町	清水町	伊賀市	香川県	
					寒川町	三輝市	桑名市	横本市	埼玉県	長泉町	木管岬町	高松市	
					受川間(6)	蓮田市	鈴鹿市	福岡県	解谷市	小山町	東貴町	福岡県	
					愛知県	坂戸市	急山市	春日市	飯能市	川根本町	菰野町(他)	北九州市	
					刈谷市(6)	奉手市	准資票	大野城市	深谷市	森町	朝日町	飯塚市	
					費田市(6)	職ヶ島市	療機市	太宰府市	日高市		川越町	筑紫野市	
					滋賀県	雲川市	守山市	福津市	毛昌山町		泄質機	古賀市	
					大津市	白岡市	栗東市	糸島市	越生町		長浜市	長崎県	
					草津市	伊奈町	甲質市	那珂川町	滑川町		野洲市	長崎市	
					京都府	三芳町	京都府	粕屋町	川島町		湖南市		
					京都市	宫代町	李治市		吉見町		東近江市		
					大阪府	杉戸町	亀岡市		鳩山町		京都府		
					塘市	松伏町	向日市		寄居町		城陽市		
					枚方市	干葉県	長間京市		千葉県		大山崎町		
					茨木市	野田市(7)	八幡市		木更津市		久御山町		
					八萬市	茂原市(7)	京田辺市		東金市		兵庫県		
					松原市	柏市	木津川市		君津市		姬路市		
					摄津市	流山市(7)	精華町		富津市(他)		加古川市		
					高石市	我孫子市(7)			八街市		三木市		
					東大阪市	鎌ケ谷市(7)			山武市		高砂市		
					交勢市	独ケ浦市			大網白里市		租美町		
					兵庫県	白井市(7)			長柄町		播磨町		
					爬崎市	酒々井町			長南町				
					伊丹市	樂町			東京都				
					川西市	東京都			瑞穂町				
					三田市	福生市			推原村				
					広島県	武蔵村山市			神奈川県				
					広島市	羽村市			箱模町				
					府中町(6)	奥多摩町			新潟県				
					福岡県				新潟市				
mana	000000000	TOWARD TOWARD	10.000000	20,000,000	福岡市	5.2	CONTRACTOR AND		I MANAGE	19,19,19	GMD-K		10.000.000
或数	23(23)	6(5)	24(21)	22(18)	52(47)	50.5	137(135)			160	(174)		1308(1

^{※1} この表に掲げる名称は、平成30年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同日における区域によって示された地域とする予定。
※2 ()内の数字は現行の銀地(又は地域数)を指す